

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	障 害 福 祉 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）	”
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更	”
・ 育種母樹林の指定	森 林 整 備 室
・ 道路の区域変更（3件）	道 路 維 持 課
・ 道路の供用開始（2件）	”
◎ 公 告	
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・ 大規模小売店舗の変更事項届出	”
・ 測量の実施（3件）	建 設 企 画 課
・ 都市計画事業の事業計画の変更認可	道 路 建 設 課
◎ 長崎県北部海区漁業調整委員会指示	
・ 動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限	長崎県北部海区漁業調整委員会

告 示

長崎県告示第567号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和4年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
しらはえ町クリニック	佐世保市塩浜町6-22 Sビル2階	令和4年7月1日

長崎県告示第568号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護ステーション）として次のとおり指定した。

令和4年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションはーとふる長崎	長崎市福田本町185-2	令和4年9月1日

長崎県告示第569号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和4年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
光永薬局 畝刈店	長崎市京泊3丁目31-3	令和4年9月1日
城栄町薬局	長崎市城栄町32-24	令和4年9月1日
日本調剤 原爆病院前薬局	長崎市茂里町3番16号	令和4年9月1日
小阪薬局 浜田町店	佐世保市浜田町2番5号	令和4年9月1日
みやぞえ薬局	佐世保市八幡町3-3	令和4年9月1日
うえの町薬局	諫早市上野町10-12	令和4年9月1日
日本調剤久原薬局	大村市久原2-899-10	令和4年9月1日
日本調剤乾馬場薬局	大村市乾馬場町884-10	令和4年9月1日

長崎県告示第570号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護ステーション）として次のとおり指定を更新した。

令和4年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
訪問看護ステーション勝本	壱岐市石田町石田西触1071番地1	令和4年9月1日

長崎県告示第571号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称・所在地等の変更の届出があった。

令和4年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	変更なし	佐世保市浜田町2番5号	令和元年5月1日
旧	小阪薬局浜田町店	佐世保市浜田町2番6号	
新	そうごう薬局 大洋堂店	変更なし	令和4年8月1日
旧	大洋堂薬局	南松浦郡新上五島町青方号2324	

長崎県告示第572号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定に基づき、育種母樹林を次のとおり指定する。

令和4年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種(特性)	種穂の別	所在場所	母樹本数	面積(ヘクタール)	所有者の住所及び氏名
長崎育4-1	令和4年9月2日	育種母樹林	スギ(少花粉)	種	東彼杵郡東彼杵町遠目字遠の久保56番3	147	0.10	長崎市尾上町3番1号 長崎県
長崎育4-2	令和4年9月2日	育種母樹林	ヒノキ(少花粉)	種	東彼杵郡東彼杵町遠目字遠の久保56番3	675	0.42	長崎市尾上町3番1号 長崎県
長崎育4-3	令和4年9月2日	育種母樹林	クロマツ(抵抗性)	種	東彼杵郡東彼杵町遠目字遠の久保56番3	52	0.11	長崎市尾上町3番1号 長崎県
長崎育4-4	令和4年9月2日	育種母樹林	スギ(少花粉)	穂	東彼杵郡東彼杵町遠目字遠の久保56番3	310	0.11	長崎市尾上町3番1号 長崎県
長崎育4-5	令和4年9月2日	育種母樹林	スギ(少花粉)	穂	東彼杵郡東彼杵町遠目字遠の久保56番3	1,600	0.74	長崎市尾上町3番1号 長崎県
長崎育4-6	令和4年9月2日	育種母樹林	スギ(特定母樹)	穂	東彼杵郡東彼杵町遠目字遠の久保56番3	35	0.02	長崎市尾上町3番1号 長崎県

長崎県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
 路線名 平戸田平線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市猪渡谷町字白畑1655番1地先から 平戸市猪渡谷町字白畑1651番1地先まで	前	5.4~18.5	30.0	
	後	11.6~21.1	30.0	

長崎県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
路 線 名 長崎畝刈線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市目覚町53番地先から 西彼杵郡時津町元村郷字継石863番14地先まで	前A	20.0~45.5	6826.4	
長崎市目覚町53番地先から 西彼杵郡時津町元村郷字継石863番14地先まで	後A	20.0~45.5	6826.4	
長崎市目覚町53番地先から 長崎市葉山2丁目155番2地先まで	後B	5.3~34.0	5051.0	
長崎市滑石2丁目304番2地先から 西彼杵郡時津町野田郷字長谷919番4地先まで	後C	8.0~22.5	1370.0	

長崎県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 俵ヶ浦日野線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市赤崎町1279番1地先から 佐世保市赤崎町1281番地先まで	前	10.0~21.4	95.0	
	後	18.1~31.2	95.0	

長崎県告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2

週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 上志佐今福停車場線	官公有無番地先（松浦市今福町仏坂免字大井手1157番1）から 官公有無番地先（松浦市今福町仏坂免字大井手1149番1）まで	令和4年9月2日

長崎県告示第577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 平戸田平線	平戸市主師町字小主師628番29地先から 平戸市主師町字小主師610番3地先まで	令和4年9月2日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ東諫早店
長崎県諫早市長野町1639番1 外15筆
- 届出の概要
大規模小売店舗の名称の変更
- 意見書の概要
 - 意見書を提出した者
諫早市長 大久保 潔重
 - 意見書の内容
意見なし
- 関係書類の縦覧
 - 縦覧期間
公告の日から1月間
 - 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び諫早市経済交流部商工観光課

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ東諫早店
長崎県諫早市長野町1639番1 外15筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
廃棄物等の保管施設の位置
- (4) 変更の年月日
令和4年8月19日

2 届出年月日

令和4年8月5日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び諫早市経済交流部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、五島市長から公共測量（久賀地区確定測量業務）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
五島市久賀町 久賀地区	令和4年9月1日から 令和5年3月24日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、諫早市長から公共測量（空中写真測量、写真地図作成、数値地形図修正レベル1000、2500、数値地形図作成レベル1000、2500）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市全域	令和4年8月18日から 令和5年3月19日まで

測定の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
東彼杵郡波佐見町	令和4年9月5日から 令和4年12月11日まで

都市計画事業の事業計画の変更認可（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による長崎都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が令和4年8月23日付け九州地方整備局告示第96号をもってなされたので、同法第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年9月2日

長崎県知事 大石 賢吾

- 都市計画事業の種類及び名称
平成24年九州地方整備局告示第13号
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業 3・2・110号滑石町線
- 施行者の名称
長崎県
- 事務所の所在地
主たる事務所 長崎県土木部
従たる事務所 長崎県長崎振興局
- 事業地
収用の部分 平成24年九州地方整備局告示第13号及び平成31年九州地方整備局告示第18号の事業地のうち長崎市大園町、滑石3丁目及び滑石4丁目において事業地を変更する。
使用の部分 なし

長崎県北部海区漁業調整委員会指示**令和4年度長崎県北部海区漁業調整委員会指示第1号**

長崎県北部海区における、動力船を使用するつりによるいかの採捕（長崎県漁業調整規則第4条に基づく小型いかつり漁業の許可を受けた場合を除く。以下同じ。）について漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和4年9月2日

長崎県北部海区漁業調整委員会会長 山中 兵恵

- 採捕区域の制限内容
 - 最大高潮時海岸線から12海里以内の海面においては、総トン数20トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。
 - 壱岐市地先海面の共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面（郷ノ浦町沖合横瀬、デキ曾根、勝本町沖合七里ヶ曾根、芦辺町沖合火棚曾根における共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面を除く。）においては4月1日から11月30日までの間、総トン数10トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。
 - 壱岐市以外の地先海面の共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面においては周年総トン数5トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。
ただし、次表の左欄に掲げる区域において、それぞれ中欄に掲げる共同漁業権の関係地区に住所を有し、

右欄に掲げる期間に、総トン数5トン以上10トン未満の動力船を使用してつりによるいかの採捕を行う者は、使用する動力船ごとに、あらかじめ長崎県北部海区漁業調整委員会へ届け出なければならない。その取扱いは、別記「つりによるいかの採捕の届出に関する取扱要領」によるものとする。

区域（共同漁業権）	関係地区	期間
北共第2号	長崎県佐世保市黒島町	1月1日～12月31日
北共第16号	長崎市平戸市度島町	
北共第24号及び北共第26号	長崎県平戸市野子町、小田町、志々伎町、大志々伎町、早福町、石堂町	
北共第27号	長崎県平戸市神船町、津吉町、東中山町、西中山町、辻町、無代寺町、鮎川町、大佐志町、田代町、前津吉町、神上町、神ノ川町、船木町	
北共第28号	長崎県平戸市堤町、猪渡谷町、上中津良町、下中津良町	
北共第29号及び北共第30号	長崎県平戸市春日町、高越町、獅子町、飯良町、根獅子町	

2. 集魚灯及び安定器の使用又は設備の制限内容

(1) 使用する動力船1隻につき、集魚灯及び安定器の使用又は設備を次のとおり制限する。

ア 壱岐市地先海面のうち、共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面（壱岐市勝本町沖合七里ヶ曾根（北共第56号）の中心から2海里以内の海面を除く。）

電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット

使用できる電球数の最高限度 3個

イ 壱岐市地先海面のうち、アの海面を除く最大高潮時海岸線から6海里以内の海面

6月1日から11月30日まで

電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット

使用できる電球数の最高限度 3個

12月1日から5月31日まで

電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット

使用できる電球数の最高限度 20個

ウ 壱岐市地先海面のうち、ア及びイの海面を除く最大高潮時海岸線から12海里以内の海面（壱岐市勝本町沖合七里ヶ曾根（北共第56号）の中心から2海里以内の海面を除く。）

6月1日から11月30日まで

電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット

使用できる電球数の最高限度 9個

12月1日から5月31日まで

電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット

使用できる電球数の最高限度 20個

エ 壱岐市勝本町沖合七里ヶ曾根（北共第56号）の中心から2海里以内の海面

6月1日から12月31日まで

電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット

使用できる電球数の最高限度 3個

白熱灯以外の集魚灯の使用禁止

1月1日から5月31日まで

電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット

使用できる電球数の最高限度 20個

オ 佐世保市高後崎から以北の佐世保市、松浦市、平戸市及び北松浦郡の地先海面のうち共同漁業権区域及びその外郭線から1海里以内の海面

消費電力の最高限度 3キロワット

（白熱灯以外の集魚灯を使用する場合は1キロワット）

- カ 佐世保市高後崎から以北の佐世保市、松浦市、平戸市及び北松浦郡の地先海面のうちオの海面を除く最大高潮時海岸線から8海里以内の海面
消費電力の最高限度 9キロワット
(白熱灯以外の集魚灯を使用する場合は3キロワット)
- キ 佐世保市高後崎から以北の佐世保市、松浦市、平戸市及び北松浦郡の地先海面のうちオ及びカの海面を除く最大高潮時海岸線から12海里以内の海面
消費電力の最高限度 18キロワット
(白熱灯以外の集魚灯を使用する場合は6キロワット)
- ク 最大高潮時海岸線から12海里以内の海面を除く長崎県北部海区
電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット
設備できるソケット数の最高限度 59個
同時に使用できる電球数の最高限度 53個
- ケ 集魚灯にLED灯を使用又は設備する場合の電球数又はソケット数は、使用又は設備するLED灯の最大消費電力(kw)の総和を3で除し、得られた数値の小数点以下第1位を切り上げた数値とする。
- (2) 次に掲げる海域において、集魚灯1個に用いる安定器は、消費電力の最高限度が3キロワット以内の集魚灯に適合したもの以外を使用してはならない。
- ① 最大高潮時海岸線から12海里以内を除く長崎県北部海区
- ② 壱岐市の最大高潮時海岸線から12海里以内の海面
- (3) 水中で使用する集魚灯を使用してはならない。
3. 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和4年11月4日から令和9年11月3日までとする。

別記

つりによるいかの採捕の届出に関する取扱要領

長崎県北部海区漁業調整委員会指示第1号の1.(3)ただし書きに定める取扱いは、次のとおりとする。

1 届出

(1) つりによるいかの採捕を行う者は、使用する動力船ごとに、様式第1号の届出書により、次に掲げる書類を添えて、あらかじめ長崎県北部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。ただし、遊漁船業にあつては、登録業者を届出者とする。

- ①届出者の住民票
- ②使用する動力船の船舶検査証書の写し
- ③用船の場合は船舶使用承諾書（様式第2号）及び印鑑証明書
- ④その他委員会が必要と認めた書類

(2) 委員会は、前項の届出書を受理した場合は、委員会の受付印を押印した当該届出書の写しを届出者に返送する。

(3) 届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、様式第3号の変更届により委員会に届け出なければならない。

(4) 委員会は、前項の変更届を受理した場合は、委員会の受付印を押印した当該変更届の写しを届出者に返送する。

2 届出一覧表の作成

委員会は、受理した届出書及び変更届の内容について、様式第4号の一覧表を作成し、共同漁業権者の漁業協同組合に通知するものとする。

様式第1号

つりによるいかの採捕届出書

年 月 日

長崎県北部海区漁業調整委員会会長 様

届出者住所

氏 名

印

下記によりつりによるいかの採捕を行いたいので、関係書類を添えて届出します。

記

1 使用船舶

- (1) 船 名
- (2) 船舶番号
- (3) 総トン数
- (4) 所有者氏名
- (5) 遊漁船業登録の有無（有の場合は登録番号）

2 採捕区域（共同漁業権）

3 採捕予定時期

本届出書及び添付書類を確認し、受理しました。

(委員会受付印)



※遊漁船業にあつては、登録業者を届出者とする。

様式第2号

船舶使用承諾書

年 月 日

様

所有者住所
所有者氏名

印

つりによるいかの採捕のため、貴殿が下記の船舶を使用することを承諾します。

記

- 1 船 名：
- 2 船舶番号：
- 3 総トン数：
- 4 使用期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

様式第3号

つりによるいかの採捕変更届

年 月 日

長崎県北部海区漁業調整委員会会長 様

届出者住所

氏 名

印

年 月 日付けで届け出た、つりによるいかの採捕届出書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、関係書類を添えて届出します。

記

変更しようとする事項

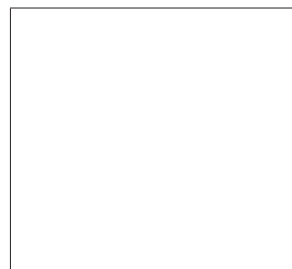
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

※添付書類

- ・住所変更にあっては、住民票
- ・使用する動力船の変更にあっては、船舶検査証書の写し
(用船の場合は船舶使用承諾書(様式第2号)及び印鑑証明書も併せて添付)

本変更届及び添付書類を確認し、受理しました。

(委員会受付印)



様式第4号

つりによるいかの採捕届出一覧表

区域（共同漁業権）： _____

漁業権者： _____

（ 年 月 日現在）

No.	届出者住所	氏名	船名	船舶番号	総トン数	所有者氏名	遊漁船業 登録番号	採捕予定時期
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二一四

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田
クックプリン
宏
弥ト